令和６年度の係属件数は、前年度から繰り越した16件を加えて52件となった。その処理状況は、判定を行ったもの５件、取下げ・却下33件（要求事項の一部を受理したもの３件を含む。）であり、翌年度に繰り越したものは17件である（表７－２）。

表7-2　令和６年度行政措置要求事案判定一覧

| 判定年月日 | 要求内容 | 判定 |
|---|---|---|
| 令和６年10月29日 | 女性トイレの使用制限の撤廃 | 容　認 |
| 令和７年２月６日 | 専門外の業務を行っている状況の改善及び嫌がらせ行為をやめさせること | 棄　却 |
| 令和７年２月６日 | 嫌がらせ行為をやめさせること等 | 棄　却 |
| 令和７年３月６日 | ハラスメント行為等の解消による職場環境の改善及びプライバシー保護等を遵守するための措置を行うこと | 棄　却 |
| 令和７年３月13日 | 選考採用者の初任給決定の取扱いの是正 | 棄　却 |

### 第３節　災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て

災害補償の審査申立制度（補償法第24条）は、実施機関の行った公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある者から審査の申立てがあった場合に、また、福祉事業の措置申立制度（補償法第25条）は、福祉事業の運営について不服のある者から措置の申立てがあった場合に、それぞれ人事院が事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で判定を行うものである。

災害補償の審査等は、規則13―３（災害補償の実施に関する審査の申立て等）に定められた手続に従って行われている。

令和６年度の係属件数は、前年度から繰り越した10件を加えて22件となった。その処理状況は、判定を行ったもの８件、取下げ・却下５件であり、翌年度に繰り越したものは９件である（表７－３）。

表7-3　令和６年度災害補償審査申立等事案判定一覧

| 指令番号 | 判定年月日 | 申立内容 | 判定 |
|---|---|---|---|
| 13－15 | 令和６年７月11日 | 腰椎椎間板ヘルニア等に係る治癒の認定及び抑鬱状態等に係る公務上の災害の認定 | 棄　却 |
| 13－16 | 令和６年７月11日 | 鬱病に係る公務上の災害の認定 | 棄　却 |
| 13－20 | 令和６年９月12日 | 右股関節唇損傷等に係る障害等級の上位等級への変更 | 棄　却 |
| 13－28 | 令和６年11月14日 | 鬱病に係る傷病等級の決定 | 棄　却 |
| 13－9 | 令和７年３月６日 | 脳挫傷等に係る障害等級の上位等級への変更 | 容　認 |
| 13－10 | 令和７年３月６日 | 右頬骨骨折等に係る障害等級の上位等級への変更 | 棄　却 |
| 13－18 | 令和７年３月27日 | 身体表現性障害に係る公務上の災害の認定 | 棄　却 |
| 13－19 | 令和７年３月27日 | 鬱病に係る通勤による災害の認定 | 棄　却 |

### 第４節　給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度（給与法第21条）は、給与の決定（俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものであって、規則13―４（給与の決定に関する審査の申立て）に定められた手続に従って行われている。

このうち、人事評価結果に基づく給与の決定に関する申立事案の審査においては、申立人の人事評価について必要な事実関係等の調査を行い、人事評価の妥当性等を検証しつつ、当該給与の決定が法令の規定に合致しているか否かについての判断を行っている。

令和６年度の係属件数は、前年度から繰り越した21件を加えて68件となった。その処理状況は、決定を行ったもの26件、取下げ・却下７件であり、翌年度に繰り越したものは35件である（表７－４）。

表7-4　令和６年度給与決定審査申立事案決定一覧

| 指令番号 | 決定年月日 | 申立内容 | 決定 |
|---|---|---|---|
| 13－14 | 令和６年６月27日 | 令和５年６月期の勤勉手当の成績率 | 容　認 |
| 13－19 | 令和６年９月12日 | 令和４年12月期の勤勉手当の成績率<br>令和５年１月１日の昇給区分 | 棄　却 |
| 13－22 | 令和６年９月26日 | 通勤手当の認定 | 棄　却 |
| 13－23 | 令和６年10月３日 | 初任給決定 | 容　認 |
| 13－24 | 令和６年10月３日 | 令和５年１月１日の昇給区分 | 棄　却 |
| 13－25 | 令和６年10月３日 | 令和５年６月期の勤勉手当の成績率 | 棄　却 |
| 13－27 | 令和６年10月31日 | 俸給表の適用を異にする異動後の職務の級及び号俸の決定 | 棄　却 |
| 13－29 | 令和６年11月28日 | 令和５年６月期の勤勉手当の成績率 | 棄　却 |
| 13－31 | 令和６年12月19日 | 初任給決定 | 棄　却 |
| 13－3 | 令和７年２月６日 | 令和５年12月期の勤勉手当の成績率 | 棄　却 |
| 13－4 | 令和７年２月６日 | 令和５年12月期の勤勉手当の成績率<br>令和６年１月１日の昇給区分<br>令和６年６月期の勤勉手当の成績率 | 棄　却 |
| 13－6 | 令和７年２月13日 | 平成29年12月期の勤勉手当の成績率<br>平成30年12月期の勤勉手当の成績率<br>平成31年１月１日の昇給区分<br>令和元年12月期の勤勉手当の成績率<br>令和２年１月１日の昇給区分<br>令和２年６月期の勤勉手当の成績率 | 棄　却 |
| 13－8 | 令和７年３月６日 | 通勤手当の認定 | 棄　却 |
| 13－12 | 令和７年３月13日 | 令和５年12月期の勤勉手当の成績率 | 棄　却 |
| 13－13 | 令和７年３月13日 | 初任給決定 | 棄　却 |
| 13－14 | 令和７年３月13日 | 通勤手当の認定 | 棄　却 |
| 13－16 | 令和７年３月27日 | 初任給決定 | 棄　却 |
| 13－17 | 令和７年３月27日 | 令和６年１月１日の昇給区分 | 棄　却 |

### 第５節　苦情相談

苦情相談制度は、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事院が指名した職員相談員が職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他必要な対応を行うものであって、規則13―５（職員からの苦情相談）に定められた手続に従って行われている。

このような職員からの苦情を迅速かつ適切に解決するための苦情相談業務は、能力実績重視の人事管理とともに、ワーク・ライフ・バランスの充実など働きやすい勤務環境の実現が求められている中で、公務能率の維持・増進の観点からもますます重要になってきている。

苦情相談件数は、これまで増加傾向にあったが、令和６年度については1,598件となり、前年度よりも224件減少（減少率12.3％）した（図７－１）。

苦情相談を内容別に見ると、相談件数の上位を占める「パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせ」、「勤務時間・休暇・服務等関係」及び「任用関係」は全て減少しているが、中でも相談件数の最も多い「パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせ」については、前年度の695件から550件と大幅に減少（減少率20.9％）し、その結果全体に占める割合も34.4％（前年度38.1％）に低下している（図７－２）。

人事院の本院及び各地方事務局（所）では、苦情相談の対応に際して必要な情報の交換など各府省との連携協力体制の充実を図るための「苦情相談に関する府省連絡会議」を開催するとともに、各府省において苦情相談業務を適切に遂行できるよう必要な知識の習得や技能の向上を目的とした「各府省苦情相談担当官研修」を実施した。